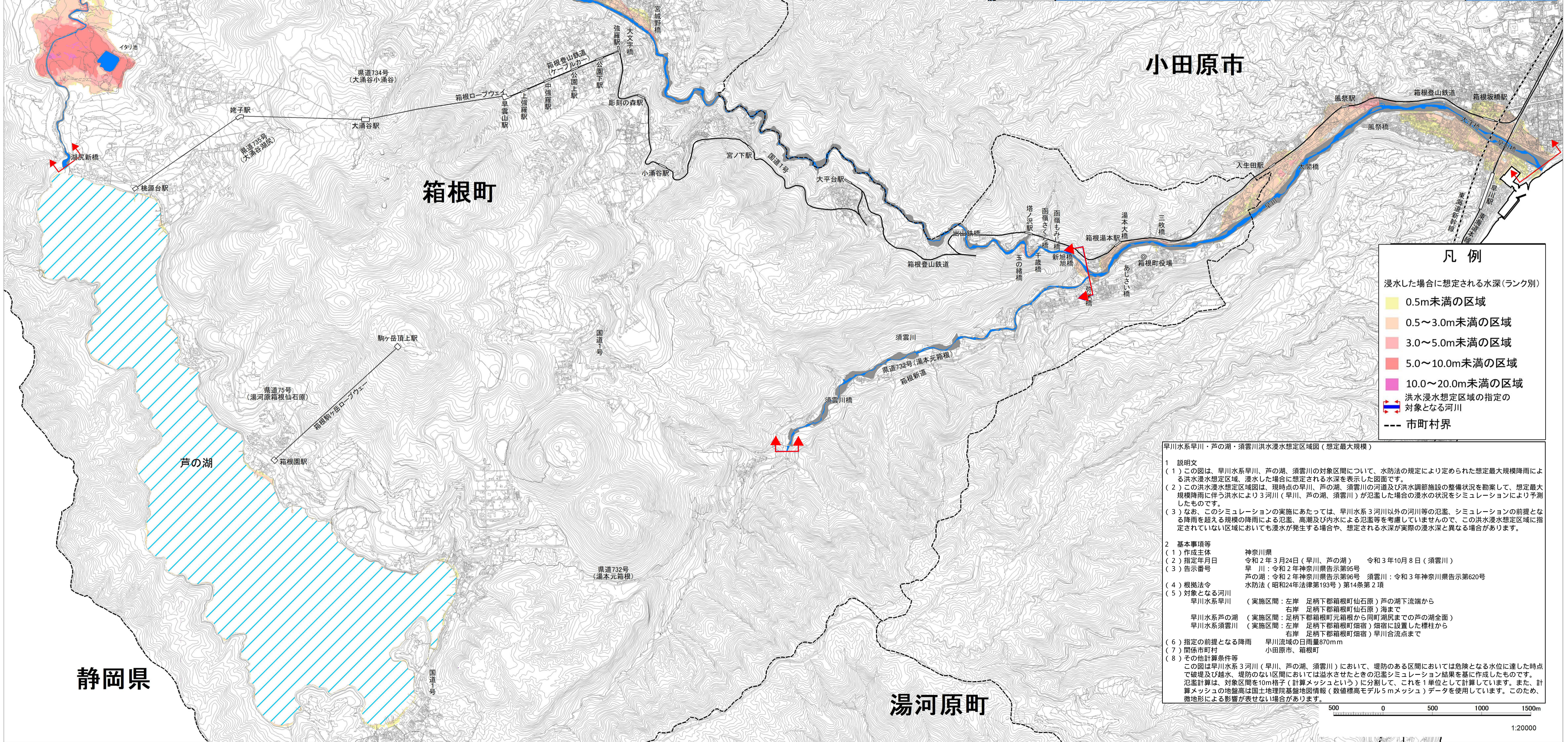
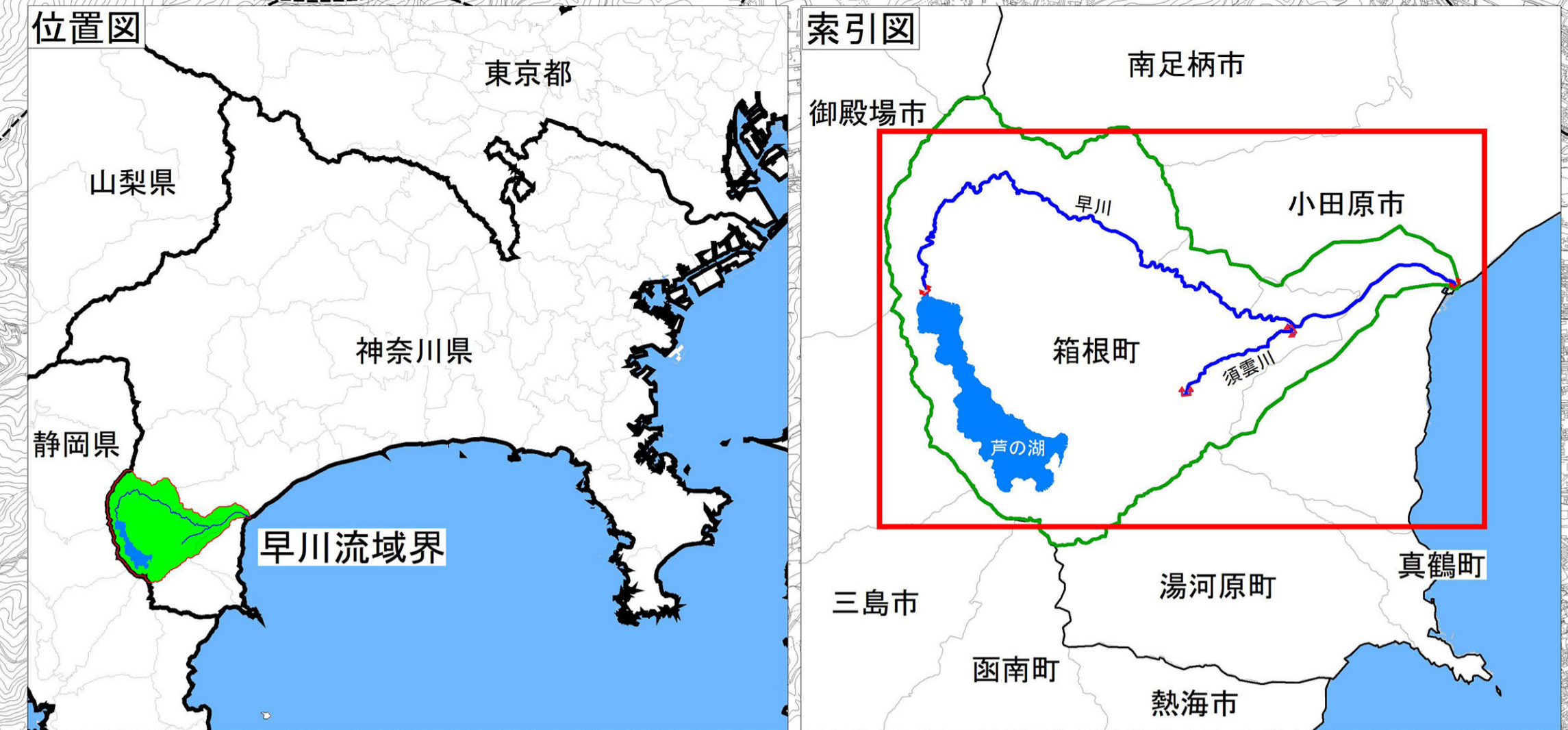
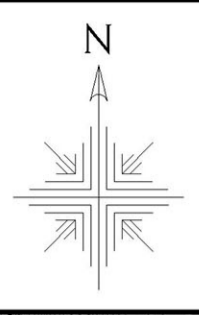


早川水系早川・芦の湖・須雲川洪水浸水想定区域図 (想定最大規模)



凡例

浸水した場合に想定される水深(ランク別)

- 0.5m未満の区域
- 0.5~3.0m未満の区域
- 3.0~5.0m未満の区域
- 5.0~10.0m未満の区域
- 10.0~20.0m未満の区域
- 洪水浸水想定区域の指定の対象となる河川
- 市町村界

早川水系早川・芦の湖・須雲川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)

1 説明文
 (1) この図は、早川水系早川、芦の湖、須雲川の対象区間について、水防法の規定により定められた想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
 (2) この洪水浸水想定区域図は、現時点の早川、芦の湖、須雲川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨に伴う洪水により3河川(早川、芦の湖、須雲川)が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
 (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、早川水系3河川以外の河川等の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項等
 (1) 作成主体 神奈川県
 (2) 指定年月日 令和2年3月24日(早川、芦の湖) 令和3年10月8日(須雲川)
 (3) 告示番号 早川: 令和2年神奈川県告示第95号 芦の湖: 令和2年神奈川県告示第96号 須雲川: 令和3年神奈川県告示第620号
 (4) 根拠法令 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第2項
 (5) 対象となる河川
 早川水系早川 (実施区間: 左岸 足柄下郡箱根町仙石原) 芦の湖下流端から
 右岸 足柄下郡箱根町仙石原) 海まで
 早川水系芦の湖 (実施区間: 足柄下郡箱根町元箱根から同町湖尻までの芦の湖全面)
 早川水系須雲川 (実施区間: 左岸 足柄下郡箱根町畑宿) 畑宿に設置した標柱から
 右岸 足柄下郡箱根町畑宿) 早川合流点まで

(6) 指定の前提となる降雨 早川流域の日雨量870mm
 (7) 関係市町村 小田原市、箱根町
 (8) その他計算条件等
 この図は早川水系3河川(早川、芦の湖、須雲川)において、堤防のある区間においては危険となる水位に達した時点で破堤及び越水、堤防のない区間においては溢水させたときの氾濫シミュレーション結果を基に作成したものです。氾濫計算は、対象区間を10m格子(計算メッシュという)に分割して、これを1単位として計算しています。また、計算メッシュの地盤高は国土院地盤高情報(数値標高モデル5mメッシュ)データを使用しています。このため、微地形による影響が表れない場合があります。

500 0 500 1000 1500m
1:20000

※A1出力時は1:20,000、A3出力時は1:40,000

この地図の作成に当たっては、国土院院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 令元情使、第458号)